

「議案第 8 1 号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議案

- 1 川崎市は、「れいんぼう川崎」に対し、入所者である重度障害者への適切なサービスが提供されているか、実態を把握し指導・監査を行うこと。
- 2 現在、指定管理者として当該施設を管理運営している「川崎市社会福祉事業団」においては、過去に不祥事が続いたことから組織の抜本的な改革が進められている。川崎市は運営法人に対しコンプライアンスの遵守に努めるよう促すこと。